



関自旅一第1115号

許 可 書

富士観光バス株式会社

代表取締役 神山 一也 殿

平成24年1月20日付け申請の一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）の経営は、次の条件を付し、申請のとおり許可する。

条 件

1. 運輸開始前に事業計画又は事業施設概要書の内容を変更しようとするときは、当局の承認を受けなければならない。
2. 運輸開始までの期間は、許可の日から6ヶ月を超えないものとする。
3. 路線を変更する場合は、地域公共交通会議の協議結果に基づかなければならない。

平成24年3月22日

関東運輸局長 神谷 俊 広

